

小学校又は高等学校の免許状を有する方で、中学校教諭2種免許状を取得したい方

免許状の種類

- 中学校教諭2種免許状

根拠規定

- 免許法別表第8

取得方法

- 小学校又は高等学校の免許状を有する方が、教員としての実務年数と必要な単位を修得し、中学校教諭2種免許状を取得する方法は、
〈表23〉のとおりです。

取得しようとする免許状			中学校教諭 2 種免許状	
所要 資格	有することが必要な免許状		小学校教諭免許状	高等学校教諭免許状
	在 職 年 数		3 年	3 年
	最低修得単位数の合計 (ア) + (イ) + (ウ)		14 単位	9 単位
欄	科 目	含めることが必要な事項		
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 (注) の 1 (4) 参照	10 単位	—
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	2 単位	2 単位
		最低修得単位数 (ア)	12 単位	2 単位
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	—	1 単位
		生徒指導の理論及び方法	2 単位 (注) の 1 (6) 参照	2 単位 (注) の 2 (5) 参照
		教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
最低修得単位数 (イ)	2 単位	3 単位		
第 6 欄	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数 (ウ)	—	4 単位

(注)

- 1 基礎となる免許状が「小学校教諭免許状」の場合
 - (1) 「有することが必要な免許状の学校種 (小学校)」での 3 年以上の良好な勤務成績の在職年数を必要とします。
 - (2) 在職年数は、小学校教諭免許状を取得した後の、小学校 (義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。) の教諭として発令された実務に限ります。
※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。
 - ① 中学校の当該教科 (義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)
 - ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 ※ 助教諭及び非常勤講師等の期間は、在職年数に含めることはできません。
 - (3) 修得単位は、小学校教諭免許状を取得した後に、修得した単位に限ります。
 - (4) 教科に関する専門的事項の修得方法は、<表 1 7 >を参照してください。
 - (5) 教科及び教科の指導法に関する科目については、取得しようとする免許の教科に限ります。
 - (6) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み 2 単位以上修得してください。
- 2 基礎となる免許状が「高等学校教諭免許状」の場合
 - (1) 取得できる免許状の教科は、高等学校教諭免許状と同様の教科に限ります。
 - (2) 「有することが必要な免許状の学校種 (高等学校)」での 3 年以上の良好な勤務成績の在職年数を必要とします。
 - (3) 在職年数は、取得しようとする教科に相当する高等学校教諭免許状を取得した後の、高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) の教諭として発令された実務に限ります。
※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。

- ① 中学校の当該教科（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）
- ② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの
 ※ 助教諭及び非常勤講師等の期間は、在職年数に含めることはできません。
- (4) 修得単位は、取得しようとする教科に相当する高等学校教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
- (5) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み2単位以上修得してください。
- (6) 大学が独自に設定する科目の修得方法は次のとおりです。

取得しようとする教科	教科に関する専門的事項	修得単位数
国 語	書 道（書写を中心とする。）	1 単位
社会（地理歴史の免許状を有する場合）	「法律学、政治学」	1 単位
	「社会学、経済学」	1 単位
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 単位
社会（公民の免許状を有する場合）	日本史・外国史	1 単位
	地理学（地誌を含む。）	1 単位
理 科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1 単位
美 術	工 芸	1 単位
技 術	材料加工（実習を含む。）	1 単位
	生物育成	1 単位